



弁護士  
松本久美子  
(まつもとくみこ)

〈出身大学〉  
神戸大学法学部

〈経歴〉  
2007年9月  
最高裁判所司法研修所修了  
(60期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

〈取扱業務〉  
金融法務、金融関連法務、  
商事法務、会社法務、  
保険法、  
知的財産法、競争法、  
表示関係法、  
労働法、不動産法務、  
民事法務、家事相続法務

## 消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告事例について ～株式会社KATEKYOグループに対する勧告について～

弁護士 松本久美子

### 1 勧告の概要

学習塾の運営等を行う株式会社KATEKYOグループが、①学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引き上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った、②教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引き上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払ったという事案で、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下、「消費税転嫁対策特別措置法」という)第3条1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして、公正取引委員会は、平成28年10月21日、同法6条1項の規定に基づき、同社に対し、役員及び従業員への勧告内容の周知・徹底や社内研修等の再発防止策を実施することなどを内容とする勧告を行った。

### 2 消費税転嫁対策特別措置法の概要

消費税転嫁対策特別措置法は、平成26年4月に実施済み及び平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに際して、消費税の転嫁を阻害する行為の是正等により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする法律である。

同法では、平成26年4月1日以降に、「特定供給事業者」から受け取る商品又は役務の供給について、「特定事業者」が特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為(①減額(法3条1号前段)、②買いたたき(同号後段)、③商品購入、役務利用、利益提供の要請(同条2号)、④本体価格での交渉の拒否(同条3号)、⑤報復行為(同条4号))を行うことを禁止している。

この「特定事業者」(買手・転嫁拒否等をする側)とは、I大規模小売事業者<sup>1</sup>、II特定供給事業者から継続して商品又は役務の提供を受ける法人事業者をいい(法2条1項)、「特定供給事業者」(売手・転嫁拒否等をされる側)とは、i大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、ii資本金等の額が3億円以下である事業者、人格のない社団等、個人事業者をいう(同条2項)。大規模小売事業者へ該当する事業者は限られているが、「ii資本金等の額が3億円以下である事業者、人格のない社団等、個人事業者」が、「II法人」に物品や役務を継続して提供しているケースは多く、かなり広範囲で本法の適用がある。

### 3 本件事案の解説

本件事案①は委託料の据え置きが問題となったものであるが、本件の特徴は、KATEKYOグループは、この消費税引き上げに際し、業務委託契約書に「税率の変更があっても内税による報酬総額は変わらない」旨の一文を加えて締結しており、消費税引き上げ分を上乗せせずに支払っても問題ないと認識していたという点である。しかし、このような契約条項があっても、据え置きをすることに合理的な理由があるとは言えないことに注意が必要である。

また、本件事案②の部分は、不動産の賃貸借契約における賃料等について、消費税率引上げ後も据え置いて支払ったというものであるが、過去の勧告事例の中でも、賃料の据え置きが問題とされた事例は多い。不動産の賃貸借は、貸主(供給事業者)が個人であることも多いと思われるが、賃貸借は継続的な取引であるので、借主が法人であれば、借主の規模に関わらず同法が適用される。一般的な買いたたき等が問題となる下請法とは適用範囲が異なる上、貸主側も本法についての認識がなく、転嫁行為が続いている場合もあると思われる。また、不動産等の賃貸借契約において、資産の貸付の税率等に関する経過措置(以下、「経過措置」)により、5%の旧消費税率のまま賃料を支払っているケースもあるが、自動更新等により経過措置の適用がなくなった際には、転嫁拒否行為が行われよう注意が必要である。

### 4 最後に

消費税率の引き上げは平成26年4月であったが、平成28年から平成29年4月までに行われた勧告だけでも6件(7事業者)ある。公正取引委員会は、平成29年度も事業者等向けの説明会や相談会を開催するなどしており、今後も転嫁拒否行為に対する対処等は引き続き実施されているようである。今一度、適正な転嫁がなされているか確認されたい。

#### 参考文献

- ・公正取引798号68頁 戸城優紀「株式会社KATEKYOグループに対する勧告について」
- ・公正取引委員会HP

1 一般消費者が日常使用する商品の小売事業者であって、前事業年度における売上が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいう。